

## 暮らしと資産のコンシェルジュ通信

FPオフィス  
Life & Financial Clinic (LFC)

2012年1月1日発行

Vol. 3、第1号

### ■夫婦で家族総幸福度(GFH)を高めよう！



(長野県・上高地：平成23年10月撮影)

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

2011年を振り返ると、3月11日の東日本大震災による甚大な被害と夏場の電力不足、欧州の財政危機を発端とした信用リスク不安、円高による国内企業へのダメージ等々、経済的にも社会的にも不安感が漂う1年であったと感じています。

そのような中、明るいニュースとしては、「なでしこジャパン」の活躍、復興支援のためのボランティア活動の盛り上がり、最近の話題として、11月に「世界一幸せな国」としてブータン王国のワンチュク国王夫妻の来日によるブータンブームの到来が記憶に残るところです。共通して、「元気」「勇氣」「絆」「幸福」がキーワードであったのではないかと思います。

ブータンで注目された、国民の幸福度を表す尺度「国民総幸福度=GNH(Gross National Happiness)」ですが、GNHには9つの指標があります。

①心理的な幸福、②国民の健康、③教育、④文化の多様性、⑤地域の活力、⑥環境の多様性と活力、⑦

時間の使い方とバランス、⑧生活水準・所得、⑨良き統治。これらを眺めてみると、「日本は幸せな国なのか？」という疑問が湧いてきます。

しかしながら、それを憂いていても始まりません。このGNHを家庭に置き換えて考えて見ましょう。LFCでは、家族総幸福度=GFH(Gross Family Happiness)として、以下のように定義しています。

①家族が幸せと感じて生活している、②家族が健康でいられる、③子どもに必要な教育を受けさせ、夫婦もキャリアアップができる、④家族の趣味を尊重できる、⑤ボランティア活動や地域のコミュニティに参加できる、⑥環境に配慮した生活を送ることができる、⑦理想のワークライフ・バランスを実現できる、⑧働く環境を整えて、収入を安定させることができる、⑨夫婦お互いの価値観を尊重し、コミュニケーションを取りながら家庭を運営する。

仮に日本の幸福度が低いとした場合でも、夫婦で家族総幸福度を上げることは可能です。

私たちLFCは、お客様の幸せなライフプランを実現するために、お客さまそれぞれの価値観を尊重し、GFH(家族総幸福度)の向上につながるライフプラン、ファイナンシャルプラン作りをサポートしていきます。

また、私たち生活者が、日本で暮らしていくためには、国内外のさまざまな環境変化の影響を受けます。私たちLFCは、国内外の環境変化にも常に目を向け、いち早くお客さまへの対応を行います。

本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

FPオフィス Life & Financial Clinic  
ファイナンシャル・プランナー  
平野 泰嗣 平野 直子

#### ◆お届けする内容◆

- ・夫婦で家族総幸福度 1  
度を高めよう！  
・生活観は悪化しているが、今を楽しみたい!!
- ・2012年投資専門家 2  
の世界経済、市場に関する展望調査  
・2012年以降の暮らしは、どう変わる？  
税制・社会保障変更、まとめ読み
- ・忍び寄る相続税の 3  
増税、マイホームの相続も要注意！  
・住宅ローン比較で借換えを有利に実行しよう！
- ・2011年後半のLFC 4  
の活動報告

### ■生活観は悪化しているが、今を楽しみたい!?

東日本大震災以降、さまざまな場面で、「家族の絆を見直した」、「人生における価値観が変化した」という話を聞きます。内閣府が実施した最新の「国民生活に関する世論調査」(平成23年10月調査)によると、今後の生活の見通しは、「良くなっていく」と答えた人の割合が8.7%、以下、「同じようなもの」(57.7%)、「悪くなっていく」(30.8%)とのこと。昨年の調査と

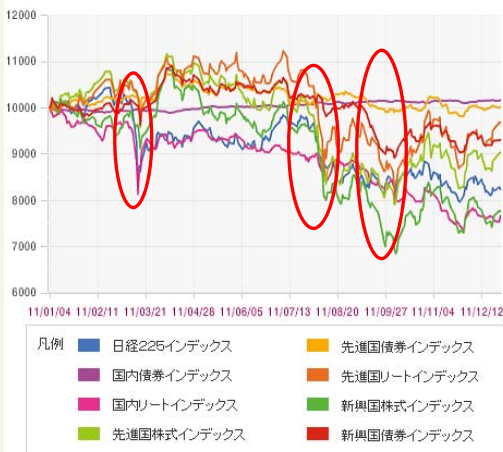
比較すると、「同じようなもの」と答えた人は減少し(62.4%→57.7%)、「悪くなっていく」と答えた人は増加(26.7%→30.8%)。将来の生活観は世相を反映して悪化していると言えます。一方、今後の生活において、将来に備えるか、毎日の生活を充実させて楽しむか尋ねたところ、「将来に備える」と答えた人は31.5%、「生活を充実させる」と答えた人は61.0%とのこと。昨年

調査を比較すると「生活を充実させる」と回答した人の割合は上昇(58.0%→61.0%)しました。大震災を目の当たりにして、「何が起るかわからない世の中だから、今も楽しまなければ…」と考える人が増えたのかもしれませんが。今の生活も将来の生活も大切に、そのバランスが難しいです。LFCは、ライフプラン、マネープラン作りを通して、人生バランスを整えるお手伝いをします。



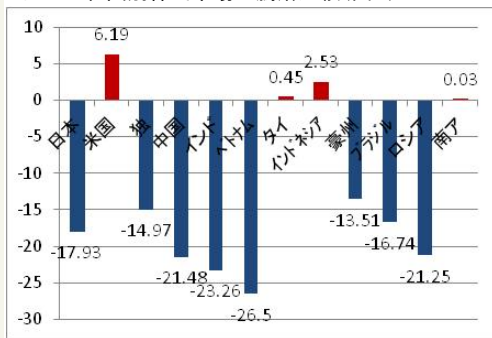
# 2011年は、投資環境としては最悪の1年。2012年の予測は・・・

●2011年 資産クラス別の基準価格推移(図1)



※上記グラフは、三菱UFJ投信「eMAXIS」の基準価格比較チャートを用いて作成しています。

●2011年 国別株式市場の騰落比較(図2)



※各国の株式市場の騰落は、主要投資指標に基づき作成しています。(日本:日経平均、米国:NYダウ30、ドイツ:DAX30、中国:上海総合、インド:センセックス30、ベトナム:VN指数、タイ:SET指数、インドネシア:ジャカルタ総合、豪州:オールオーディナリー、ブラジル:ボベスパ指数、ロシア:RTS指数、南ア:南アフリカ全株指数) ※2011年12月13日時点

## ■投資専門家の世界経済、市場に関する展望調査

まず最初に、2011年の投資環境を振り返ってみましょう。世界情勢に目を向けると、昨年から年初にかけては「アラブの春」と言われたアラブ諸国の民主化運動に始まり、8月に入り、欧州諸国の財政危機、アメリカ国債の格付け引き下げなどの信用不安。国内情勢に目を向けると、3月の東日本大震災、その後の原発事故の影響、夏の電力不足、急激な円高の進展、タイ洪水による影響、見えない社会保障・税制改革、行財政改革の停滞、社会の閉塞感の高まりなど、国内外ともに波乱と停滞感を感じさせる投資環境でした。

その結果を反映して、2011年の資産クラス別の資産価格の推移(年初を10,000と仮定)を見ると、国内債券、先進国債券を除く他の資産クラスの全ては、大きく基準価格を下げる結果となりました(図1)。各資産クラスに分散投資をするオールドボックスな投資スタイルが通用しない1年であったと言えます。その一方で、国別の株式市場の騰落比較(年初から12月13日)を見ると、財政問題による米国価格付け引き下げという印象に残るニュースがあったにもかかわらず、米国の株式市場は先進国の中で唯一好調であったと言えます。新興国では、中国、インド、ベトナムの株価水準は大幅に下落しましたが、タイ、インドネシア、南アは僅かですが上昇しました。先進国、新興国という、ひとくくりで捉えるのではなく、各国の事情を踏まえた上で、投資選

択をする必要があるでしょう。

新興国への投資を行う場合、各国の政治、経済や産業などの基本的な理解が必要です。お勧めの情報源は、ジェトロ(日本貿易振興機構)が提供する国・地域別情報「J-FILE」です。関心のある方は、ぜひご参照ください。(http://www.jetro.go.jp/indexj.html)

次に、2012年は、どんな投資戦略を立てればよいのでしょうか。参考になる情報をご紹介します。国際専門資格CFA(Chartered Financial Analyst)を認定するCFA協会は、世界各国の投資専門家に2012年のグローバル市場に関するセンチメント調査「Global Market Sentiment Survey 2012」(http://www.cfainstitute.org/gmss)を実施しました。

調査結果のポイントは以下の通りです。

①グローバル株式市場のパフォーマンスは他の資産クラスに劣後、②ソブリン債務危機は続く、③グローバル経済の見通しは暗い、④2012年の国別経済見通しではBRICs+オーストラリアは楽観的だが欧州は悲観的、⑤日本市場は悲観的、当面は低成長が続く。

この調査は、世界各国に所在する投資専門家2,500人超からの回答によるものです。「市場は、投資家の心理によって動く」とも言われていますので、この調査結果は興味深いです。2012年も投資に関する様々な情報にアンテナを張っていききたいと思います。

## 2012年以降の暮らしは、どう変わる？ 税制・社会保障変更、まとめ読み

### ■2012年は、復興財源確保法や所得控除改正で所得税増税

「社会保障・税一体改革」を掲げたものの、震災による経済の影響などの配慮や政治目的から議論が混迷しています。改正案が出るたびに新聞に取り上げられますが、制度変更が多く、整理するのが大変です。そこで、2012年からの変更点で家計分野で重要なものをピックアップしました。

#### 【税制制度】

#### ●復興財源確保法に基づく所得税・住民税増税、その他改正点

- ・復興特別所得税として、2013年から25年間、通常の所得税に対して2.1%増税。住民税の均等割部分は、10年間1,000円増額(2014年から)。
- ・給与所得控除に上限を設け、給与収入1,500万円超に対する給与所得控除が一律245万円に。
- ・生命保険料控除制度が改正になり、一般生命保険、介護医療、個人年金の3区分、各4万円(住民税は2.8万円)に。上限は所得税12万円に増額、住民税は7万円が変わらず。

→復興増税に反対の声は上がりませんでした。25年間の長期に渡る増税は、何に使われるのでしょうか？

#### ●住宅関連税制

- ・住宅取得資金贈与の非課税制度が延長拡大され、省エネ住宅の場合1,500万円、一般住宅の場合1,000万円まで非課税に。
- ・住宅ローン控除における長期優良住宅向けの特例(一般住宅よりもローン残高の枠が1,000万円多い)が、認定省エネ住宅へ拡大適用。
- 省エネ住宅の普及促進が進みそうです。

#### 【社会保障制度】

#### ●子どもに対する手当(子ども手当から改称)

- ・子ども1人あたり月1万円~1.5万円を支給。所得制限(年収960万円程度)世帯は、1人一律5,000円に。
- 来年4月以降の変更予定ですが、名称といい、金額といい、よく分かりません。年少扶養控除廃

止との関係はどうなっているのでしょうか？

#### ●厚生年金減額

- ・年金支給で物価スライドを反映させずに支給してきた結果、2.5%の支払い超過分を解消するために2段階に分けて引き下げ。
- 反対の声が上がっていますが、本来、引き下げるべききもので、放っておいた事が怠慢です。

#### ●確定拠出年金

- ・企業型確定拠出年金のマッチング拠出開始
- 現行の企業型確定拠出年金制度の場合、企業が拠出した掛金を本人が運用する仕組みになっています。今回の改正では企業拠出分に加え、一定の枠内で本人が追加拠出できるというものです。掛金は全て、所得控除になる上、確定拠出掛金口座では、運用益には課税されないの、老後の資産形成に強力な武器になります。
- LFCでは、各種制度変更に合わせてFP支援を行っていますので、合わせてご利用ください。



# 忍び寄る相続税の増税、マイホームの相続も要注意!?

## ■平成23年相続税改正見送りでも安心できない

最近、住宅関連の相談に伴って、相続に関係する相談が増えてきました。多くの方が関わりのある、マイホームの相続に関する税制について、ポイント解説します。

相続税は、遺産総額から基礎控除額を引いて課税遺産額を求め、相続人ごとに一定の税率をかけて相続税の総額を求める仕組みになっています(図1)。平成23年度税制改正大綱では、基礎控除が4割減らされる(5,000万円+法定相続人の数×1,000万円を3,000万円+法定相続人の数×600万円)ため、相続税が増税になるということで注目されました。結局、この改正案は、震災復興関連の増税等の対応が優先されたため、実施は見送られることになりました。しかし、これで安心してばかりはいられません。

実は、相続税に関しては、平成22年税制改正で、特にマイホームの相続に関して増税となり得る重大な改正がなされました。遺産総額を求める際に、マイホームの時価がそのまま遺産総額に組み込まれるわけではなく、一定の方式により相続税評価額というものを求めます。この辺は、ちょっと複雑なので省略しますが、右のケースでは、仮に土地の相続税評価額が1億円であるとします。

### ●ケーススタディ

1人息子がマイホームを持ち母親と別居、

母親は1人暮らし(夫と死別)で、母親が死亡した場合の評価について(図2)。

### 【平成22年税制改正前】

居住用の宅地で、1人息子(相続人)が母親の住んでいた家(土地)に住まなくても、50%の評価減(上限200平米)が適用。従って、遺産総額に算入する価格は5,000万円。

### 【平成22年税制改正後】

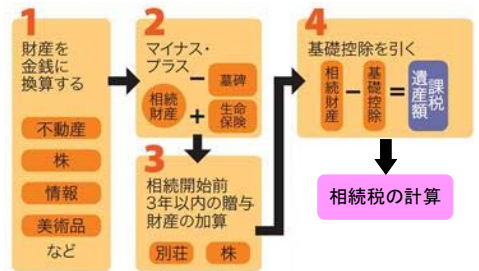
居住用の宅地で、1人息子(相続人)が母親の住んでいた家(土地)に住んでいない状態で、50%の評価減の適用が廃止。従って、遺産総額に算入する価格は1億円。

親とは別居して、マイホームを持っているケースは多いので、平成22年改正によって、50%の評価減が使えなくなり、実質増税になるのです。

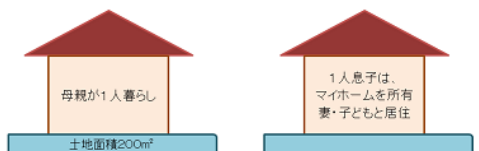
相続税対策目的ではありませんが、二世帯住宅にすると、同居親族が相続した場合の居住用宅地として、80%の評価減が一定の要件を満たせば適用される(※)ので、最近、注目されています。

マイホームの相続は、相続税対策だけではなく、子どもが複数いる場合にどのように分けるかなど、さまざまな問題を含んでいます。セカンドライフプランづくりと合わせて、相続の準備に関する相談もLFCにお任せください。

【図1】相続税計算の流れ



【図2】ケース 別居の息子が相続する場合



### (※)特定居住用宅地等の評価減の特例の要件

- ①被相続人の居住用宅地等を配偶者が取得した場合のその宅地等(同居、別居、用途を問わない)
- ②被相続人の同居親族(配偶者を除く)が申告期限まで引き続きその宅地等を保有し、かつ、その家屋に居住している場合のその宅地等
- ③相続開始直前に配偶者かつ同居親族がいない場合で、相続開始前3年以内に自宅を有しない親族が、申告期限まで引き続きその宅地等を保有している場合のその宅地等(自己所有物件を売って、親の家に住んでもNG)
- ④被相続人と生計を一にする親族が居住していたものを、配偶者が取得した場合のその宅地等(同居、別居、用途を問わない)
- ⑤被相続人と生計を一にする親族が居住していたものを、居住継続親族が申告期限まで引き続き保有し、かつ、居住している場合のその宅地等

## 住宅ローン金利引き下げ競争にメガバンクも算入。借り換えの好機か?

### ■住宅ローン比較で借り換えを実行しよう

景気低迷が続き、収入は思うように伸びず、さらに今後の税金・社会保険料の負担の増加が予想される中、家計の収支を維持・改善していくことは、なかなか難しいことです。家計の収支を改善する方法として、日々の節約による生活費の見直しという方法もありますが、それには限界があります。それよりも効果的な方法として、「金融コストの見直し」があります。保険の見直しがその代表例ですが、視点を少し変えて、今回は、住宅ローンの借り換えについて紹介します。

### ●住宅ローンの金利の支払い総額は多い

例えば、3,000万円の住宅ローンを金利3%、期間35年で組んだ場合(元利均等返済)の利息は、約1,849万円になります。想像以上に大きな金額です。ここに家計改善の手立てがありません。

### ●住宅ローン金利引き下げ競争が激化

昨今の低金利を背景に、信託銀行やネット専門銀行では、昨秋頃から住宅ローンの金利を

大幅に引き下げていました。さらに12月には三菱東京UFJ銀行も当初5年固定の金利を年1.1%に引き下げ、住宅ローンの低金利競争に拍車がかかりそうです。これも、銀行の資金運用先である、企業への貸し出しが伸びず、国債金利も低水準にあることから、新たな資金運用先として、個人の住宅ローンに注目したとも言えるでしょう。

### ●住宅ローン借り換えのポイント

住宅ローンの借換えて、金利負担を減らすためには、現在の金利よりも借り換え後の金利が低くなるのが条件ですが、目安としては以下の基準を参考にしてください。

- ①2009年以前の借入である(金利が下がる)
- ②残高が1,000万円以上
- ③残存期間が10年以上

### ●諸費用込みで住宅ローンの比較検討を

住宅ローンを比較する際は、表面上の金利だけではなく、融資手数料や登記費用などの初期費用、そして、保証料や団信保険料、

繰り上げ返済手数料などの返済期間中の費用にも留意する必要があります。表面上の金利だけで判断しないように注意しましょう。

### ●ケーススタディ

全期間固定3.2%から3年後に同じく全期間固定2.5%に借り換えをした場合

借り換え前	借り換え後
・当初借入:3,000万円	・借入:2,848万円
・金利3.2%	・金利2.5%
毎月返済 118,829円	毎月返済 108,028円
総支払い額 4,563万円	総支払い額 4,148万円

毎月返済 10,801円 軽減  
総支払い金額 415万円 軽減

LFCでは、住宅ローンの借り換えシミュレーションや借り換え後のライフプラン設計などの相談も行っています。

【参考】住宅ローン借り換え仮審査一括申請ズバット住宅ローン

([https://www.zubat.net/home-loan/step/step1\\_2.html?id=cseaw00080](https://www.zubat.net/home-loan/step/step1_2.html?id=cseaw00080))



# All Aboutマネー「ふたりで学ぶマネー術」夫婦連載開始！



「ふたりで学ぶマネー術」  
<http://allabout.co.jp/gm/gt/2255/>



日本経済新聞社(10/4)  
らいいプラス



お伊勢参り・伊勢神宮(9月)



信州旅行・松本城(10月)



経理ウーマン・1月号  
円高時代の「外貨預金」  
賢い投資術



住まいのセミナー



信州旅行・松本城(10月)



レゴラスも元気です♪

## 2011年後半のLFCの活動報告

2011年は、東日本大震災という歴史的な大災害が起こりました。「頑張ろう日本！」を合言葉に、さまざまな支援活動が行われた事や、被災された方々が、悲嘆にくれることなく、元気に活動する姿を見て、私たち自身、勇気付けられた1年でした。

### ●LFCの被災地支援活動

LFCでは、お客さまから頂いた相談料の1割を被災地支援のための義援金として日本赤十字社又は国境なき医師団に寄付する活動を行いました。3ヶ月ごとに集計し、7月、10月、12月に寄付させて頂きましたことを報告申し上げます。平成24年は、被災地支援に関わらず、様々な分野の支援活動(寄付活動)を継続的に行っていきます。

### ●仕事面

2011年後半の大きな出来事は、All Aboutマネーで「FP夫婦平野泰嗣・直子が応援！ふたりで学ぶマネー術」の連載を開始したことです。男性の視点、女性の視点の両面からライフプランとマネープランに関する情報を提供して行く予定です。応援よろしくお願いしま

す。その他、メディア関係は、日経新聞などで家計に関するコメントを多くさせて頂きました。セミナー関係では、恒例となっている夫婦向けセミナーの他、二世帯住宅、賃貸住宅など、住宅関連のセミナーを多く行いました。

### ●プライベート

2011年の後半は、パワースポット巡りをテーマにして出かけました。9月に念願の伊勢神宮(お伊勢参り)、10月に信州善光寺に行きました。お伊勢参りでは、初めてバスツアーを利用してみました。バスは快適だったのですが、高速のサービスエリアでお酒が買えないというのは盲点でした。10月の旅行は、松本→上高地→善光寺→湯田中温泉→白根山→草津温泉→伊香保温泉という強行軍でしたが、各地域の景色、料理を満喫してきました。

2012年は、平野泰嗣が厄年に入りますので、あまり無理をしないで、健康に気をつけて、1年を乗り切ります。



あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

## FPオフィス Life & Financial Clinic

〒185-0014  
東京都国分寺市東恋ヶ窪3-9-40  
電話 : 042-327-5575  
FAX : 042-327-5575  
メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Web サイトもご覧ください  
<http://www.mylifeplan.net>

### ●トライアル相談(1回 10,500円/90分)

まずはお気軽にご相談ください。  
トライアル相談では、普段から感じているお金に対する不安、家計改善、資産運用のヒントなど、どんなことでも回答します。私たちLFCに相談することのメリット、安心感を感じて頂ければと思います。  
⇒ その他の相談メニュー [http://www.mylifeplan.net/index\\_menu.html](http://www.mylifeplan.net/index_menu.html)



「30代夫婦が働きながら4000万円の資産をつくる考え方・投資の仕方」  
明日香出版社から好評発売中です！  
●ワークシート・Excelシート  
【ダウンロード特典付き】

### ●ホームページ特設コーナー

<http://www.mylifeplan.net/book1.html>

### ●メールマガジン「働きながら4000万円の資産をつくる」

毎月20日発行(無料)しています！

登録は、コチラから

<http://archive.mag2.com/0000290147/index.html>

